

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに係る一般競争入札公告

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月23日

青森県知事 宮下 宗一郎



1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け

(2) 貸付場所及び面積（設置台数）

別紙1 貸付場所等一覧のとおり

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（ただし、物件番号A-1、A-2及びA-7並びにB-18からB-25までは、

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

※貸付期間は更新しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 法人の場合は、青森県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。また、個人の場合は、青森県内に住所を有し業を営んでいる者であること。
- (4) 過去2年の間に2回以上にわたって、国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、誠実に管理運営した実績を有している者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
- (6) 青森県の県税を滞納していないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書を郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時

(2) 提出場所

物件 A-1～A-7

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県財務部財産管理課財産管理グループ（青森県庁舎東棟1階）

電話017-734-9094

物件 B-1～B-25

〒030-8540 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁学校施設課施設整備グループ（青森県庁舎西棟6階）

電話017-734-9874

物件 C-1～C-3

〒030-0801 青森県青森市新町二丁目3番1号

青森県警察本部 警務部 施設整備課 管財係（青森県警察本部庁舎1階）

電話017-723-4211（内線2265）

4 入札説明書（兼募集要項）の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

3の（2）に定める場所に同じ。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 場所

3の（2）に定める場所に同じ。

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月2日（月）

詳細は別紙2開札日程のとおりとし、開札は、物件番号順に順次行う。

(2) 場所

別紙2開札日程のとおり

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 契約書取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に、財産を所管する各部局等と契約を締結する。

9 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書の記載方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を入札金額とすること。

(3) その他、詳細は、入札説明書（兼募集要項）による。